田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◆ 告 示	ページ
0	平成31年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政 局税務部固定資産税課】	4
0	港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	5
0	北九州市指定金融機関及び北九州市指定代理金融機関の指定【会計室 】	7
0	北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及 び収納取扱店の指定【会計室】	8
0	収納事務の委託(2件)【市民文化スポーツ局文学館事務局】	
0	収納事務の委託(2件)【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局	1 C
0	】 収納事務の委託 (2件) 【総務局総務部文書館】	1 2
0	雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	1 4
_		1 6
0	育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出 【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	1 7
0	育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉 局障害福祉部障害者支援課】	1 8
0	徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】	
0	平成31年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社	1 9
0	会推進課】 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	2 0
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福	6 1
O	祉局障害福祉部精神保健福祉課】	6 2
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福 祉局障害福祉部精神保健福祉課】	6 3

0	平成31年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年 金課】	0.4
0	^並	6 4
	保険年金課】	6 5
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福 祉部精神保健福祉課】	6 7
0		σ,
	課】	6 8
	◇ 公 告	
0	北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の	
	申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	6 9
0	北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参	
_	加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	7 3
0	北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札 参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	7 6
0	環境影響評価準備書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】	7 6
		8 0
	◇ 上下水道局	
	V = 13.23	
0	出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】	
0	給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	8 1
	"们",我是二子子不自以旧是【二十次是内尔是即即"八百年龄】	8 2
0	北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資	
	格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	8 3
0	北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の 競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企	
	画課】	8 7
0	北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約	
	の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営 企画課】	9 1
	——————————————————————————————————————	
	◇ 交 通 局	
0	北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競	
	争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】	9 5
0	北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争 入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】	9 9

0	北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の 審査の申請方法等【交通局総務経営課】	103
	◇ 公営競技局	
0	北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資 格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	107
0	北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の 競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	111
0	北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約 の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】	115

北九州市告示第118号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、平成31年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第119号

北九州市が管理する港湾施設の概要(昭和58年北九州市告示第78-10号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

,	太刀浦7・8号岸壁コンテナ荷さばき地	門司区太刀浦海岸	144,	174.41	重量物 ふ頭	を
Г						
ı	太刀浦7・8号岸壁 コンテナ荷さばき地	門司区太刀浦海岸	1 4 7,	6 0 2 . 7 1	重量物 ふ頭	に

改める。

11 港湾環境整備施設の便所の表の門司の項中

Γ		T			
	今津公園公衆便所	門司区大字今津	鉄筋コンクリート造	39.69	
	太刀浦 5 号緑地公 衆便所	門司区太刀浦海岸	鉄筋コンクリート造	5.02	を

Γ	今津公園公衆便所	門司区大字今津	鉄筋コンクリート造	3 9 . 6 9	13
					ı

改める。

11 港湾環境整備施設の緑地の表の門司の項中

Γ				
'	太刀浦2号緑地	門司区太刀浦海岸	972.35	يد.
	太刀浦 5 号緑地	門司区太刀浦海岸	3, 423.28	を
Г				.]
ı	太刀浦 2 号緑地	門司区太刀浦海岸	972.35	に

改める。

北九州市告示第120号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定に基づき北九州市指定金融機関として、同条第3項の規定に基づき北九州市指定代理金融機関として、それぞれ次のとおり指定した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 北九州市指定金融機関

指定金融機関	指定期間
株式会社西日本シティ銀行	平成31年4月1日から平成32年3月3
	1日まで及び平成35年4月1日から平成
	36年3月31日まで
株式会社みずほ銀行	平成32年4月1日から平成33年3月3
	1日まで及び平成36年4月1日から平成
	37年3月31日まで
株式会社北九州銀行	平成33年4月1日から平成34年3月3
	1日まで及び平成37年4月1日から平成
	38年3月31日まで
株式会社福岡銀行	平成34年4月1日から平成35年3月3
	1日まで及び平成38年4月1日から平成
	39年3月31日まで

2 北九州市指定代理金融機関

前項の指定期間において、北九州市指定金融機関とならない金融機関を北 九州市指定代理金融機関とする。 北九州市告示第121号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則(昭和39年北九州市規則第52号)第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定(平成30年北九州市告示第193号)は、廃止する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 総括出納取扱店株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
- 2 出納取扱店

区別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗(出納取扱店
株式会社福岡銀行	を除く。)
株式会社西日本シティ銀行	国内で業務を営む全ての店舗(総括出納取
	扱店及び出納取扱店を除く。)
株式会社北九州銀行	国内で業務を営む全ての店舗(出納取扱店
福岡ひびき信用金庫	を除く。)

4 収納代理金融機関並びに指定金融機関及び指定代理金融機関以外の収納取 扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社りそな銀行	

	1
株式会社広島銀行	
株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八銀行	
株式会社親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
三菱UFJ信託銀行株式会	
社	
みずほ信託銀行株式会社	
三井住友信託銀行株式会社	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
株式会社商工組合中央金庫	市内で業務を営む全ての店舗
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	
九州労働金庫	
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分
	県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店
	(出張所及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行
	代理店契約を締結した日本郵便株式会社の
	営業所(日本郵便株式会社が業務を再委託
	した者の施設を含む。)を含む。以下同
	じ。) の店舗及び福岡郵便貯金事務センタ
	ー(株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式
	振替払込書により収納する場合にあって
	は、国内に所在する支店及び福岡郵便貯金
	事務センター)

北九州市告示第122号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受	£ 者	
名称	住所	安 武 朔 间
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新	平成31年4月1日か
	町1番3号	ら平成32年3月31
		日まで

北九州市告示第123号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

受言	E 者	委 託 期 間
名称	住所	女 記 朔 间
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新	平成31年4月1日か
	町1番3号	ら平成32年3月31
		日まで

北九州市告示第124号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受	£ 者	
名称	住所	安 武 朔 间
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新	平成31年4月1日か
	町1番3号	ら平成32年3月31
		日まで

北九州市告示第125号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受	£ 者	
名称	住所	安 武 朔 順
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新	
	町1番3号	ら平成32年3月31 日まで

北九州市告示第126号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

	受	託	者		委	託	期	間
名	称		住	所	女	āТ	剂	目
公益財団	法人北	九州	北九州市小	倉北区室	平成3	1年4	月 1 日	から平
市芸術文	化振興	財団	町一丁目 1	番1号	成 3 2	年3月	3 1 目	まで

北九州市告示第127号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

	受	託	者		委	託	期	間
名	称		住	所	女	āТ	别	目
株式会社	:積文館	書店	北九州市八	幡西区黒	平成3	1年4	月 1 日	から平
			崎一丁目1	番1号	成 3 2	年3月	3 1 目	まで

北九州市告示第128号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則(昭和45年北九州市規則第36号)第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、 次のように定める。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1回につき1平方メートル当たり105円(消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。)。ただし、消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、1回につき1平方メートル当たり107円(消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。)とする。

北九州市告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第65条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立 支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定 により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局 (育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療	指定自立支援医療機関	辞退理由	辞退年月日
機関の名称	の所在地		
なでしこ調剤薬局	北九州市門司区栄町8	受給者がい	平成31年4
	番18号	ないため	月 1 日

北九州市告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指 定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第3号の規定により次の とおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局 (育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
の名称		
こくら調剤薬局富野店	北九州市小倉北区下富野三丁目	平成31年
	10番6号	4月1日
めぐみ薬局	北九州市八幡西区香月中央三丁	平成30年
	目2番16号	1月1日
新生堂薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4	平成31年
	番3号	4月1日
オレンジ薬局	北九州市門司区葛葉二丁目3番	平成31年
	8 号	4月1日

北九州市告示第131号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受	委 託 期 間	
名 称	住 所	平成31年4月1日
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁	から平成32年3月
	目18番1号	3 1 日まで

北九州市告示第132号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成31年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号)第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

平成31年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物の区分
 - (1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

ア 市の施設で処	<u> </u>
区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、
	プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等
	に取り扱い得るもの
	家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から
	排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃
	棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所か
	ら排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製
	の容器包装(飲料を充てんするための容器(原材料と
	してアルミニウムが利用されているものを除く。)に
	限る。以下「紙パック」という。)及び発泡スチロー
	ル製食品用トレイ (以下「トレイ」という。)
粗大ごみ(特	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具
定家庭用機器	、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しな
廃棄物を除く	いもの
。)	引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるも
	σ
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家
(特定家庭用	庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出さ
機器廃棄物並	れるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業

びに事業活動	者又は排出者自らが収集運搬するもの
に伴って排出	家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者
される資源化	又は排出者自らが収集運搬するもの
可能な紙くず	
及び木くずを	
除く。)	

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであっ
ごみ	て、許可業者により焼却されるもの
	家庭から排出される蛍光管、一次電池、水銀体温計及
	び水銀血圧計で、許可業者により再資源化されるもの
	家庭から排出される家庭用電化製品(特定家庭用機器
	廃棄物を除く。)で許可業者により再資源化されるも
	O)
	家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び繊
	維くずで許可業者により再資源化されるもの
	家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであ
	って許可業者により再資源化されるもの
	一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰及びばいじ
	んであって許可業者により再資源化されるもの
	事業所から排出される食品廃棄物であって許可業者に
	より再資源化されるもの
リサイクル法	家庭から排出される使用済小型電子機器等(以下「小
又は広域認定	型家電」という。)及び使用済二次電池(以下「二次
制度により資	電池」という。)
源化するもの	特定家庭用機器廃棄物
	家庭から排出されるプラスチック製容器包装
	家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二輪
	自動車及びFRP船
L	

注1 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に定める ものをいう。

- 注2 使用済二次電池とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第6条の13各号のいずれにも該当する一般廃棄物として環境大臣が定めるもののうち、廃密閉型蓄電池をいう。
- ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類(粗大ごみとして定
	めているものを除く。以下「小物金属」という。)
特定家庭用機	家庭から排出される又は事業活動に伴って排出される
器廃棄物	ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコ
	ンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは
	床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに
	限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに
	液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについて
	は、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの
	に限り、建築物に組み込むことができるように設計し
	たものを除く。)に限る。)、電気冷蔵庫、電気冷凍
	庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される水銀使用廃製品(蛍光管、水銀体温
	計、水銀血圧計及び水銀温度計に限る。以下同じ。)
	家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの
	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの
	のうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	净化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分	•	計画処理量
ت	市収集ごみ	2 0 3, 0 0 0 t
み	自己搬入ごみ	161,000 t
	許可業者処理ごみ	18,300 t
	動物の死体	5,200個
し 尿	市収集し尿	7, 000kl
	自己搬入し尿	9, 000 k l
净化槽汚泥		19,000kl

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制・再使用・再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物(市長が別に定めるものを除く。)の収集を 実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙 回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、 地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業 所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集 運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸 与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の3Rの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル 促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化 ・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減 量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の 促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促 進
- (ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対 する広報及び啓発活動の実施
 - a 環境ミュージアムの活用
 - b 「出前講演」の実施
 - c ホームページの活用
 - d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行

- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰制度の推進
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び 情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別	10, 100 t
し、再資源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、	7, 100 t
再資源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資	2 2 0 t
源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、水銀使用廃製品を再資源化業者に引	8 0 t
き渡す。	
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す	1 5 0 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す	7 t
	1.7.0
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す	1 7 0 t
今時から世中をカフナダエバナギと世界で同時に、東	0.0.6.0.0.4
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再次源化業者に引き渡す	2 U ,
資源化業者に引き渡す。 家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源	1 6 0 t
水産がら排出されるせん足校を地域で回収し、再貢版 化業者に引き渡す。	
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源	6 t
化業者に引き渡す。	
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用す	
る。	
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び	_

区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。(廃棄物	
の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域	
認定制度)	
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九	3 0 0 t
州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭	
等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	
新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラ	スラグ
グ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	14,800t
	メタル
	2, 960 t
日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるご	6 6 0 t
みの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した	3 0 0 t
焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資	3 2 0 t
源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資	
源化業者に引き渡す。	
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチ	12, 900 t
ップ化し、再資源化する。	
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4, 100 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化す	9 0 0 t
る。	

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん(白びん及び茶びんを除く。)については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理	再資源化	所在地	処理方式	処理能力
	する	対象物			
	者				
新門司	市	紙パック	門司区新	ストックヤード	
工場		及びトレ	門司三丁		
		1	目79番		
			地		

日場(ごなりと)	市	鉄	小倉北区 西港町 9 6番地の 2	クロスベルト角型 電磁式	6 t / 1 時 間
日明か	市	かん、び	小倉北区	アルミ缶の選別	52.5/
んびん		ん及びペ	西港町9	永久磁石回転プ	5 時間
資源化		ットボト	6番地の	ーリー式	
センタ		ル	2	スチール缶の選別	
<u> </u>				クロスベルト角	
				型電磁式	
				びん及びペットボ	
				トルの手選別	
				直線ベルトコン	
				ベア式	
		紙パック	小倉北区	ストックヤード	
		及びトレ	西港町9		
		イ	6番地の		
			2		
本城か	市	かん、び	八幡西区	アルミ缶の選別	6 3 t / 5
んびん		ん及びペ	洞北町7	永久磁石回転プ	時間
資源化		ットボト	番10号	ーリー式	
センタ		ル		スチール缶の選別	
<u> </u>				電磁永磁併用吊	
				り下げ方式	
				びん及びペットボ	
				トルの手選別	
				直線ベルトコン	
				ベア式	
		紙パック	八幡西区	ストックヤード	
		及びトレ	洞北町7		
		1	番10号		
北九州	市	プラスチ	小倉北区	揺動式ふるい	6 0 t / 1

市プラ		ック製容	西港町8	直線ベルトコン	2時間
スチッ		器包装	6番地の	ンベア式	
ク資源			1 3		
化セン					
ター					
木材開	許可	廃木材	若松区南	ハンマー式	1 2 0 t/
発株式	業者		二島五丁		8時間
会社の			目 3 番 2		
施設			号		
ホクザ	許可	廃木材	小倉北区	ハンマー式	7 0 0 t /
イ運輸	業者	せん定枝	西港町7		8時間
株式会			2番地の		
社の施			3 2 、 3		
設			3 、 3 4		
			、35及		
			び42		
梅﨑礦	許可	廃木材	門司区新	回転ナイフ式	1 8 t / 8
業株式	業者		門司三丁		時間
会社の			目 6 7 番		
施設			地 1 6		
株式会	許可	廃木材	門司区新	一軸破砕機	179.9
社金田	業者		門司三丁	(自走式)	t / 8 時間
商店の			目 6 7 番	二軸破砕機	
施設			地 6 1	(自走式)	
株式会	許可	廃木材	小倉南区	回転ナイフ式	4 t/8時
社守恒	業者	せん定枝	大字堀越		間
造園建			483番		
設の施			地の1及		
設			び510		
			番地の1		
株式会	許可	木くず	門司区新	二軸破砕機	44.2 t
社野原	業者	紙くず	門司三丁	一軸破砕機	/ 5 時間
商会の		繊維くず	目 2 5 番	圧縮梱包機	
施設			地		

				T	
株式会	許可	木くず	門司区新	二軸式破砕機	1 1 4 . 7
社野原	業者	紙くず	門司三丁	圧縮梱包機	t / 5 時間
商会の		繊維くず	目 5 2 番		
施設			地		
株式会	許可	紙くず	小倉北区	油圧プレス式	1 0 0 t /
社坪井	業者		高浜二丁		8時間
商店の			目7番4		
施設			7 号		
北九資	許可	紙くず	小倉北区	油圧プレス式	6 0 t / 5
源株式	業者		青葉一丁		時間
会社の			目2番7		
施設			号		
株式会	許可	蛍光管	若松区響	湿式二軸せん断破	23.9 t
社ジェ	業者	一次電池	町一丁目	砕機	/12時間
イ・リ		水銀体温	6 2 番地	乾式スクリュー型	
ライツ		計	の17	破砕機	
の施設		水銀血圧		ハンマー式	
		計			
九州メ	許可	特定家庭	小倉北区	破砕機	2 9 6 . 1
タル株	業者	用機器廃	西港町6	選別機	t / 5 時間
式会社		棄物(電	2番地4	磁選機	
の施設		気冷蔵庫		ふるい機	
		及び電気			
		冷凍庫を			
		除く。)			
		使用済F			
		RP船			
		使用済パ			
		ーソナル			
		コンピュ			
		ーター			
		使用済自			
		動二輪車			
		小型家電			
				I	

		T	1		
西日本	許可	特定家庭	若松区響	破砕機	281.6
家電リ	業者	用機器廃	町一丁目	選別機	t / 2 4 時
サイク		棄物	6 2 番地	磁選機	間
ル株式				減容機	
会社の					
施設					
株式会	許可	家庭用電	若松区響	縦型一軸せん断式	3 6 t / 2
社リサ	業者	化製品(町一丁目	油圧プレス式	4 時間
イクル		特定家庭	6 2 番地		
テック		用機器廃	の13及		
の施設		棄物を除	び14		
		⟨ 。)			
九州製	許可	紙	八幡東区	パルパー	1 3 5 t/
紙株式	業者		大字前田		2 4 時間
会社の			2 1 4 2		
施設			番地の1		
株式会	許可	紙	若松区響	横型ハンマー式	90.1t
社西日	業者		町一丁目	縦型せん断式	/ 5 時間
本ペー			6 2 番地	油圧プレス式	
パーリ					
サイク					
ルの施					
設					
株式会	許可	紙	若松区南	油圧プレス式	1 0 2 t/
社丸清	業者		二島四丁		5 時間
の施設			目 2 番 1		
			8 号		
有限会	許可	かん、び	若松区響	アルミ缶の選別	9 6 t / 2
社KA	業者	ん、ペッ	町一丁目	高磁力回転ドラ	4 時間
R S Ø		トボトル	6 2 番地	ム方式	
施設		及び紙コ	Ø 1 9	スチール缶の選別	
		ップ		吊り下げ磁石方	
				式	
				びん、ペットボト	

	1			1 7 7 × 41	
				ル及び紙コップの	
				手選別	
				直線ベルトコン	
	34 -	0 7 78		ベア式	
西日本	許可	ペットボ	若松区響	フレーク処理	89.5 t
ペット	業者	トル	町一丁目	ペレット処理	/ 2 4 時間
ボトル			62番地		
リサイ					
クル株					
式会社					
の施設					
新日鐵	許可	プラスチ	八幡東区	破砕機	2 1 6 t /
住金株	業者	ック製容	大字前田	選別機	2 4 時間
式会社		器包装	2 1 4 5	減容成形機	
の施設			番地の2		
三菱マ	許可	焼却灰	八幡西区	水洗設備	1 2 0 t/
テリア	業者		洞南町1	ロータリーキルン	2 4 時間
ル株式			番 1 号	式燒成炉	
会社の					
施設					
北九州	許可	ばいじん	戸畑区牧	水洗設備	1 1 6 t/
アッシ	業者		山五丁目	ロータリーキルン	2 4 時間
ュリサ			1番1号	式乾燥炉	
イクル					
システ					
ムズ株					
式会社					
の施設					
日本磁	許可	小型家電	若松区響	小型家電	小型家電
力選鉱	業者	二次電池	町一丁目	回転式破砕	42.5 t
株式会			7 9 番地	磁力選別	/ 5 時間
社の施			の4、5	ふるい選別	二次電池
設			, 6, 7	二次電池	4.5 t/
			、8及び	蒸気加熱式熱分	2 4 時間

			9	解炉	
山光金	許可	小型家電	若松区響	二軸破砕機	69.9t
属株式	業者	紙	町一丁目	シュレッダー	/ 5 時間
会社の			13番地	分級選別	
施設			4		
楽しい	許可	食品廃棄	若松区向	粉砕機	4.5 t /
株式会	業者	物	洋町10	脱水機	2 4 時間
社			番地1		

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理	再資源化	所在地	処理方式	処理能力
	する	対象物			
	者				
日明か	市	ペットボ	小倉北区	ペットボトルの手	52.5t
んびん		トル	西港町9	選別	/ 5 時間
資源化			6番地の	直線ベルトコン	
センタ			2	ベア式	
_					
本城か	市	ペットボ	八幡西区	ペットボトルの手	6 3 t / 5
んびん		トル	洞北町7	選別	時間
資源化			番10号	直線ベルトコン	
センタ				ベア式	
<u> </u>					
北九州	市	プラスチ	小倉北区	揺動式ふるい	6 0 t / 1
市プラ		ック製容	西港町8	直線ベルトコン	2 時間
スチッ		器包装	6番地の	ベア式	
ク資源			1 3		
センタ					
木材開	許可	廃木材	若松区南	ハンマー式	1 2 0 t /
発株式	業者		二島五丁		8時間
会社の			目 3 番 2		

施設			号		
ホクザ	許可	廃木材	小倉北区	ハンマー式	7 0 0 t /
イ運輸	業者	せん定枝	西港町7		8時間
株式会			2番地の		
社の施			3 2 、 3		
設			3 、 3 4		
			、35及		
			び42		
株式会	許可	蛍光管	若松区響	湿式二軸せん断破	23.9/
社ジェ	業者	一次電池	町一丁目	砕機	12時間
イ・リ		水銀体温	6 2 番地	乾式スクリュー型	
ライツ		計	の17	破砕機	
の施設		水銀血圧		ハンマー式	
		計			
株式会	許可	家庭用電	若松区響	縦型一軸せん断式	3 6 t / 2
社リサ	業者	化製品(町一丁目	油圧プレス式	4 時間
イクル		特定家庭	6 2 番地		
テック		用機器廃	の13及		
の施設		棄物を除	び14		
		< 。)			
有限会	許可	かん、び	若松区響	アルミ缶の選別	9 6 t / 2
社KA	業者	ん、ペッ	町一丁目	高磁力回転ドラ	4時間
$RS\mathcal{O}$		トボトル	6 2 番地	ム方式	
施設		及び紙コ	1 9	スチール缶の選別	
		ップ		吊り下げ磁石方	
				式	
				びん、ペットボト	
				ル及び紙コップの	
				手選別	
				直線ベルトコン	
				ベア式	
九州製	許可	紙	八幡東区	パルパー	1 3 5 t/
紙株式	業者		大字前田		2 4 時間
会社の			2 1 4 2		

施設			番地の1		
三菱マ	許可	焼却灰	八幡西区	水洗設備	1 2 0 t/
テリア	業者		洞南町1	ロータリーキルン	2 4 時間
ル株式			番 1 号	式焼成炉	
会社の					
施設					
北九州	許可	ばいじん	戸畑区牧	水洗設備	1 1 6 t/
アッシ	業者		山五丁目	ロータリーキルン	2 4 時間
ュリサ			1番1号	式乾燥炉	
イクル					
システ					
ムズ株					
式会社					
の施設					

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

アごみ

区分	収集	収集区	収集	持ち出し及び	収集運搬する量	処分の
	する	域の範	回数	収集運搬の方		方法
	者	囲		法		
家庭	市	市全域	週 2	ポリ袋ステー	177,000 t	焼却
ごみ			旦	ション方式に		
				より収集する		
				。排出者は、		
				収集日当日の		
				午前8時30		
				分までに市長		
				が指定する袋		
				に入れて所定		
				の家庭ごみス		
				テーションに		
				持ち出す。		
				※ふれあい収		
				集にあっては		
				、週1回戸別		

(小のでは、
ット ボトルに 限る。) の分までは、 の分までする殺に のうが指定するのでのである。) が指定するのでは、 のでしました。 ※ないのでは、 のでは、、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 のののののののののの
ボトルに 収集日当日の 午前8時30 分までする袋 に入資でする袋 に入資の一ちのでである。 一ちかれのででは、では、では、では、では、では、では、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
ア前8時30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源という。 が指定する袋に入れて所定の資源というできる。 では、であるのでは、できる。 がおいてでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
限る。) 分までに市長が指定する袋に入れれて所定の資源というでは、できまれてのでは、できまれたのでは、できまれたのでは、のできまれたのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、
が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持った。 ※かい収集の一を出す。 ※かい収集の一を出するのでは、の一をは、の一を制力を表する。 、週1回ののは、、週1は、の年前ののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののでは、では、のののののでは、では、ののののでは、では、ののののでは、では、ののののでは、では、ののののでは、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは
に入れて所定 の資源化物ステーションに 持ち出す。 ※ 本れあい収 集にあっては 、週1日る。排 出者は、の年前 8時30分ま でにするが指 定する場
の資源化物ステーションに 持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週1回別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場
テーションに 持ち出す。 ※ふれあい収 集にあっては 、週1回戸別 収集する。排 出者は、収集 日当日の分ま でにうるが指 定する袋に入 れて所定の場
持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては 、週1回戸別収集する。排出者は、収集 日当日の午前 8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場
※ふれあい収 集にあっては 、週1回戸別 収集する。排 出者は、収集 日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
集にあっては 、週1回戸別 収集する。排 出者は、収集 日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
、週1回戸別 収集する。排 出者は、収集 日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
収集する。排 出者は、収集 日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
出者は、収集 日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
日当日の午前 8時30分ま でに市長が指 定する袋に入れて所定の場
8時30分ま でに市長が指 定する袋に入 れて所定の場
でに市長が指定する袋に入れて所定の場
定する袋に入れて所定の場
れて所定の場
資源 市 市全域 週1 ポリ袋ステー 7,100t 選別処
化物 回 ション方式に 理の後
(プ より収集する 再資源
ラス 。排出者は、 化
チッ 収集日当日の
ク製 午前8時30
容器 分までに市長
包装が指定する袋
に限しに入れて所定し
る。の資源化物ス
テーションに

				持※集、収出日8で定れ所ちふに週集者当時にすてに出れあ1すは日3市る所持するのの長袋定ちのですがにの出ります。収は別排集前ま指入場す		
資化(パクびレにる)源物紙ッ及トイ限。	市	市全域	随時	・ 拠点り収集者 の 回収が が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2 2 0 t	選別の後再化
資化(物属限。	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収がかり、回収がかりない。 に投入する。	1 5 0 t	再資源化
資源 化物 (水 銀使	市	市全域	随時	拠点回収方式 により収集す る。排出者は 、蛍光管又は	8 0 t	再資源化

用廃				水銀使用廃製		
製品				品(蛍光管を		
に限				除く。)ごと		
る。				に設置する回		
)				収拠点の回収		
				ボックスに投		
				入等する。		
資源	市	市全域	随時	拠点回収方式	7 t	再資源
化物				により収集す		化
(小)				る。排出者は		
型家				、回収拠点の		
電に				回収ボックス		
限る				に投入する。		
。)						
粗大	市	市全域	月 1	戸別収集方式	3, 400 t	(1) 焼
ごみ			回 ((馬島及び藍		却
(特			ただ	島については		(2) 破
定家			し、	、ステーショ		砕し
庭用			引越	ン方式)によ		、鉄
機器			ごみ	り収集する。		類を
廃棄			につ	(1) 一般		回収
物を			いて	収集にあっ		した
除く			は必	ては、排出		後焼
。)			要に	者は、一般		却
			応じ	収集の処理		(3) 小
			てそ	手数料に見		型家
			の都	合った額の		電の
			度、	北九州市粗		一部
			馬島	大ごみ処理		を選
			及び	手数料納付		別し
			藍島	券に氏名又		、再
			につ	は受付番号		資源
			いて	を記入の上		化
			は年	、粗大ごみ		

			6 回	に明確に分					
				かるように					
			,	貼付して、					
				粗大ごみ受					
				付センター					
				で受け付け					
				た場所に持					
				ち出す。					
				(2) 特別					
				収集にあっ					
				ては、排出					
				者は、特別					
				収集に見合					
				った額の北					
				九州市粗大					
				ごみ処理手					
				数料納付券					
				に氏名又は					
				受付番号を					
				記入の上、					
				粗大ごみに					
				明確に分か					
				るように貼					
				付して、粗					
				大ごみ受付					
				センターの					
				指示に従っ					
				て、市に引					
				き渡す。					
動物	市、	市全域	必要	飛散流出しな	5,	2 0	0 1	固	焼却
の死	排出		に応	い方法					
体	者及		じて						
	び許		その						
	可業		都度						

	者					
その	市	市全域	必要	飛散流出しな	4, 900 t	(1) 燒
他			に応	い方法		却
			じて			(2) カュ
			その			ん、
			都度			びん
						及び
						ペッ
						トボ
						トル
						を選
						別処
						理の
						後再
						資源
						化
						(3) 破
						砕し
						鉄類
						を回
						収し
						た後
						焼却
						(4) 埋
						立て
自己	排出	市全域	必要	飛散流出しな	161,000 t	(1) 焼
搬入	者及		に応	い方法		却
ごみ	び許		じて			(2) 破
(特	可業		その			砕し
定家	者		都度			、鉄
庭用						類を
機器						回収
廃棄						した
物並						後焼

びに						刼
事業						(3) 埋
活動						立て
に伴						
って						
排出						
され						
る資						
源化						
可能						
な紙						
くず						
及び						
木く						
ずを						
除く						
。)						
許可	排出	別に定	必要	飛散流出しな	4 1 0 t	(1) 廃
業者	者及	める区	に応	い方法		木材
処理	び許	域	じて			及び
ごみ	可業		その			せん
(別	者		都度			定枝
に定						につ
める						いて
処理						は、
区域						チッ
で排						プ化
出さ						によ
れる						り再
可燃						資源
性の						化
ごみ						(2) そ
に限						の他
る。						のも

)						のに
/						つい
						ては
						、焼
						却
許可	排出	市全域	必要	飛散流出しな	12, 900 t	再資源
業者	者及	, , .	に応	い方法	,	化
処理	び許		じて			
ごみ	可業		その			
(廃	 者		都度			
木材						
及び						
せん						
定枝						
に限						
る。						
)						
許可	市、	市全域	必要	飛散流出しな	4, 100 t	再資源
業者	排出		に応	い方法		化
処理	者及		じて			
ごみ	び許		その			
(紙	可業		都度			
に限	者					
る。						
)						
許可	許可	市全域	必要	飛散流出しな	9 0 0 t	再資源
業者	業者		に応	い方法		化
処理			じて			
ごみ			その			
(食			都度			
品廃						
棄物						
に限						
る。						

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度	4 5 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(大	
	チレン)その他市長が指定する文字等	
中袋	高密度	3 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(中	
	チレン)その他市長が指定する文字等	
小袋	高密度	2 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(小	
	チレン)その他市長が指定する文字等	
特小袋	高密度	1 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(特	
	チレン		小)その他市長が指定する文字	
			等	

注2 資源化物(市長が別に定めたものを除く。)の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・	高密度	2 5 L	無色半透明	市
びん用	ポリエ		北九州市かん・びん用指定袋そ	
	チレン		の他市長が指定する文字等	
ペット	高密度	4 5 L	無色半透明	市
ボトル	ポリエ		北九州市ペットボトル用指定袋	
用(大	チレン		(大)その他市長が指定する文	
袋)			字等	
ペット	高密度	2 5 L	無色半透明北九州市ペットボト	市
ボトル	ポリエ		ル用指定袋(小)その他市長が	
用(小	チレン		指定する文字等	
袋)				
プラス	高密度	4 5 L	無色半透明	市
チック	ポリエ		北九州市プラスチック製容器包	
製容器	チレン		装用指定袋(大)その他市長が	
包装用			指定する文字等	

(大袋				
)				
プラス	高密度	2 5 L	無色半透明	市
チック	ポリエ		北九州市プラスチック製容器包	
製容器	チレン		装用指定袋(小)その他市長が	
包装用			指定する文字等	
(小袋				
)				

注3 家庭ごみ及び資源化物(かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の各号のいずれかで構成される世帯

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第48号)第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

注 5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された
	粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求め
	に応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注6 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条

	に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者と
	の判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年
	法律第123号)第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が
	認める者

注7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手(3人)により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物
- 注8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。
- 注9 許可業者処理ごみ (紙に限る。) において、市が収集する物
 - (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
 - (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から 排出される機密古紙

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分の方法及び量

区分	収集	収集区	収集	収集	収集運搬する	処分の方法
	する	域の範	回数	運搬	量	
	者	囲		の方		
				法		
市収	市	市全域	おお	バキ	7, 000k	中継施設へ投入
集し			むね	ュー	1	後、浄化センタ
尿			2 0	ム車		ーへ圧送し、消
			日に	によ		化処理
			1回	る。		
自己	排出	市全域	必要	バキ	9, 000k	中継施設へ投入
搬入	者		に応	ュー	1	後、浄化センタ

し尿			じて	ム車		一へ圧送し、消
			その	によ		化処理
			都度	る。		
浄化	許可	市全域	必要	バキ	19,000	中継施設へ投入
槽汚	業者		に応	ュー	k 1	後、浄化センタ
泥			じて	ム車		一へ圧送し、消
			その	によ		化処理
			都度	る。		

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	浄化センターへの圧
		送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250kl/日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

	· · · · ·	ı	T	T	Г
施設名	処理す	処理	所在地	処理方式	処理能力
	る者	区分			
日明工	市	破砕	小倉北区西	横型回転式及び	横型回転式
場(粗			港町96番	せん断式	150t/5
大ごみ			地の 2		時間
資源化					せん断式
センタ					50 t/5時
<u>-)</u>					間
新門司	市	焼却	門司区新門	シャフト炉式ガ	7 2 0 t / 2
工場			司三丁目 7	ス化溶融炉	4時間
			9番地		
日明工	市	焼却	小倉北区西	連続燃焼式	6 0 0 t / 2
場			港町96番		4時間
			地の 2		
皇后崎	市	焼却	八幡西区夕	連続燃焼式	8 1 0 t / 2
工場			原町2番1		4時間
			号		

株式会	許可業	焼却	八幡西区里	ロータリーキル	60t/24
社新菱	者	790 24		ン方式	時間
の施設			1号		L41 [H1
	=== N	1+ +=	-	1 11 1	
光和精	許可業	焼却		ロータリーキル	魔プラスチッ
鉱株式	者		中原46番	ン方式 	ク類
会社の			地 9 3		64.4t/
施設					2 4 時間
					紙くず
					1 1 2 t / 2
					4時間
					木くず
					1 2 8 t / 2
					4時間
					繊維くず
					1 1 2 t / 2
					4時間
新門司	市	選別	門司区新門	ストックヤード	
工場			司三丁目 7		
			9番地		
日明か	市	選別	小倉北区西	アルミ缶の選別	5 2 . 5 t
んびん					/ 5 時間
資源化			地の 2	プーリー式	, - 1,13
センタ				スチール缶の選	
				別	
				^^; クロスベルト	
				角型電磁式	
				びん及びペット	
				ボトルの手選別	
				直線ベルトコ	
				レベア式	
				紙パック及びトレ	イの課別
					1 77 選別
				ストックヤード	

本城か	市	選別	八幡西区洞	アルミ缶の選別	6 3 t / 5 時
んびん			北町7番1	永久磁石回転	間
資源化			0 号	プーリー式	
センタ				スチール缶の選	
_				別	
				電磁永磁併用	
				吊り下げ方式	
				びん及びペット	
				ボトルの手選別	
				直線ベルトコ	
				ンベア式	
				紙パック及びトレ	イの選別
				ストックヤード	
北九州	市	選別	小倉北区西	揺動式ふるい	6 0 t / 1 2
市プラ			港町86番	直線ベルトコ	時間
スチッ			地の13	ンベア式	
ク資源					
化セン					
ター					

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破砕

区分	処理する量
市収集ごみ	2, 300 t
自己搬入ごみ	9, 100 t
計	11,400 t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	186,000 t
自己搬入ごみ	150,000 t
計	336,000t
許可業者処理ごみ	4 0 0 t

動物の死体 5,200個

注 破砕後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗 大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水 巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。また、平成29 年7月九州北部豪雨の災害廃棄物について、発生元の地方公共団 体から北九州市に処理の要請があり、北九州市又は許可業者の施 設で処理が可能であると判断できる場合は当該廃棄物を処理する

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	17,420 t

備考 上記以外に直方市の資源化物 (ペットボトル及びプラスチック製容器包装)を搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	7,000kl
自己搬入し尿	9,000kl
計	16,000kl

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	3 7 1 , 1 5 0 m ²
全体容量	4, 571, 000m³
埋立区域	2区画
埋立方法	浮桟橋等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	2, 700 t
自己搬入ごみ	2, 200 t

焼却灰	42,000t
計	46,900t

区	町名	家庭ごみ	プラスチック
			製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志(一部)、吉志一丁目(一	月曜日及び木	火曜日
	部)、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉	曜日	
	志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁		
	目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清		
	見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町		
	(一部)、大字黒川(一部)、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷		
	町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目(一部)、西		
	海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑(一		
	部)、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、		
	東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸		
	山二丁目(一部)、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門		
	司		
	青葉台、泉ケ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松	火曜日及び金	月曜日
	一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄	曜日	
	二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、		
	社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里(一部)、大		
	里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東		
	口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里		
	桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新		
	町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、		
	光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁		
	目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二		
	丁目、松原三丁目、緑ケ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳		
,	町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目		
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三		木曜日
	丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田		
	四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、		
	風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志		
	(一部)、吉志一丁目(一部)、吉志二丁目、吉志三丁目、北		
	川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町(一部)、葛葉一		
	丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川(一部)、黒川西一		
	丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二		
	丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、		
	寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁		
	目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、		
	白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		

		I	
	新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三		
	丁目、瀬戸町、大字大里(一部)、大里桜ケ丘、大里戸ノ上二		
	丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、		
	大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂		
	町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、		
	田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、		
	永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目(一部)、鳴竹二丁目、大		
	字畑(一部)、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田		
	町、広石一丁目、広石二丁目、二タ松町、松崎町、丸山二丁目 		
	(一部)、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁	月曜日及び木	火曜日
	目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台	曜日	
	四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目(一部)、		
	木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁		
	目、清水四丁目、清水五丁目、霧ケ丘一丁目、霧ケ丘二丁目、		
	霧ケ丘三丁目、金鶏町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、		
	熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁		
	目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目(一部)、		
	下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新		
	高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、竪林町、中井口(一		
	部)、西港町(一部)、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、		
	日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目(一部)、東篠崎三丁		
	目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、		
	真鶴二丁目、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目及び緑ケ丘三丁目		
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁		金曜日
	目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、		
	大手町、大畠一丁目、大畠二丁目、大畠三丁目、金田一丁目、		
	金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上		
	富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳		
	 二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文		
	字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁		
	 目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城		
	 内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、		
	 須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、		
	 大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、竪町一丁目、竪町二丁		
	 目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁		
	 目、長浜町、馬借一丁目(一部)、馬借二丁目(一部)、原町		
	 一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町		
	三丁目及び吉野町		
1		İ	ı L

浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ケ丘、井堀一丁目、	火曜日及び金	月曜日
井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁	曜日	
目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇		
佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁		
目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到		
津一丁目、上到津二丁目(一部)、上到津三丁目、上到津四丁		
目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京		
町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺		
町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩		
町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、		
中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口(一		
部)、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町(一部)、		
萩崎町、馬借一丁目(一部)、馬借二丁目(一部)、馬借三丁		
目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、		
都一丁目、都二丁目及び明和町		
今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野		木曜日
新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷		
三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三		
郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目(一部)、篠崎二丁目、		
篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、		
高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目(一部)、東篠崎二丁		
目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富		
I me		
士町		
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田	月曜日及び木	火曜日
	月曜日及び木曜日	火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原四丁目、		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野二丁		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目、「城野二丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、中吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、上吉田三丁目、「中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(中国)(火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目(一部)、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町二丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、南水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、端新町一丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目(一部)、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、四水町、蜷田若園一丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町四丁目、沼緑町		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田二丁目、四水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、沼新町一丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町四丁目、沼緑町		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原本町一丁目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、「城野三丁目」、「城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大城野三丁目」、「大山、「大城野三丁目」、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山、「大山		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町一丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、中吉田二丁目、常田三丁目、昭和町二丁目、昭和町二丁目、昭和町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町三丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町三丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町三丁目、沼緑町三丁目、沼緑町三丁目、温十見二丁目、富十見二丁目、富十見三丁目、富十月二日、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁目、湯川二丁日、河田二丁日、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、		火曜日
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、中吉田三丁目、昭本町二丁目、紹本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼本町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、沼緑町二丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川三丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川五丁日、湯川五丁日、川田丁田、一丁日、川田田丁田、川田田田丁田、川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		火曜日

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石 原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行(一部)、 大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上 石田三丁目、上石田四丁目、上曽根一丁目、上曽根二丁目、上 曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫 一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁 目、企救丘三丁目、企救丘四丁目(一部)、大字木下、大字朽 網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁 目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁 目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁 目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁 目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目(一部)、 葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町 三丁目、大字小森、大字志井(一部)、下石田一丁目、下石田 二丁目、下石田三丁目、下曽根一丁目、下曽根二丁目、下曽根 三丁目、下曽根四丁目、下曽根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、 下貫三丁目、下貫四丁目、新曽根、大字新道寺、大字曽根、曽 根北町、大字曽根新田、曽根新田北一丁目、曽根新田北二丁目、 曾根新田北三丁目、曽根新田北四丁目、曽根新田北五丁目、曽 根新田北六丁目、曽根新田北七丁目、曽根新田南一丁目、曽根 新田南二丁目、曽根新田南三丁目、曽根新田南四丁目、大字高 津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原 四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原 新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、 津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、 津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字 徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目(一部)、 徳吉南四丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、中曽根三丁目、 中曽根四丁目、中曽根五丁目、中曽根六丁目、中曽根新町、中 曾根東一丁目、中曽根東二丁目、中曽根東三丁目、中曽根東四 丁目、中曽根東五丁目、中曽根東六丁目、中貫一丁目、中貫二 丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三 丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町 三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、 貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫 弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、 葉山町一丁目(一部)、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、 東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞 ケ丘一丁目、舞ケ丘二丁目、舞ケ丘三丁目、舞ケ丘四丁目、舞 ケ丘五丁目、舞ケ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

	山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代南町二丁目、横代南町五丁目及で大字呼野 大字石田、大字長行(一部)、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、志井三丁目、末井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野二丁目、高野二丁目、高野三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳古東二丁目、徳古東三丁目、徳古東二丁目、徳古東三丁目、徳古東二丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳力三丁目、徳力二丁目、徳力五丁目、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、長尾三丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横八東町五丁目、東町五丁目、横八東町五丁目、横八東町五丁目、東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江	火曜日及び金曜日	月曜日
	長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、		
	南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目 企救丘四丁目(一部)、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一		木曜日
	丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志		ν, ν, μ., ι
	徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目(一部)、下吉田一丁目、		
	下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、		
	星和台二丁目、中吉田五丁目(一部)、葉山町一丁目(一部)、		
	葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ケ丘(一部)、日の出町一丁		
	目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、		
	守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、		
生から	守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目	日明ロエッド十	<u></u> 火曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町(一部)、北浜一丁目、北 浜二丁目、北湊町(一部)、桜町、高須東一丁目、高須東二丁	月曜日及び木曜日	八唯日
	供一」日、礼侯叫 (7年日	
	目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西		
	園町(一部)、白山一丁目(一部)、浜町一丁目、浜町二丁目、		
	浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目		
	赤崎町(一部)、栄盛川町(一部)、上原町(一部)、北湊町		金曜日
	(一部) 、響南町、小石本村町(一部)、下原町(一部)、高		
	須西二丁目(一番)、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひ		
	びきの南一丁目(一部)、深町一丁目(一部)及び深町二丁目		
	(一部)		

	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西	火曜日及び金	月曜日
	四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、	曜日	
	青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南		
	三丁目、赤崎町(一部)、大字蜑住、大字有毛、大字安瀬、大		
	字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町(一部)、		
	鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、		
	大字小石、小石本村町(一部)、小糸町、大字小敷、小敷ひび		
	きの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田		
	町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四		
	丁目、下原町(一部)、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁		
	目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目(一部)、大		
	字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、		
	花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひび		
	きの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響		
	町一丁目及び宮前町		
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛		木曜日
	川町(一部)、大池町、大井戸町(一部)、大谷町、片山一丁		
	目、片山二丁目、片山三丁目、上原町(一部)、くきのうみ中		
	央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅		
	二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町		
	(一部)、西天神町、西畑町、白山一丁目(一部)、白山二丁		
	目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、		
	東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、		
	東二島五丁目、深町一丁目(一部)、深町二丁目(一部)、藤		
	ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一		
	丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二		
	島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二		
	丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ		
	堂町、百合野町、用勺町及び和田町		
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木	金曜日
		曜日	
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇	火曜日及び金	月曜日
	園一丁目、祗園二丁目、祗園三丁目、祗園四丁目、祗園原町、	曜日	
	清田一丁目(一部)、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、		
	大字小熊野、山路一丁目(一部)、山路松尾町、昭和三丁目、		
	槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、		
	西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町		
	一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町		
	五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆		
	柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、		
	前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及		

	び桃園四丁目		
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生		木曜日
	田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一		
	丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝		
	光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大		
	谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二		
	丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目(一		
	部)景勝町、山路一丁目(一部)、山路二丁目、山王一丁目、		
	山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁		
	目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、		
	高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、		
	茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、		
	中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、		
	羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山		
	町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、		
	 日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目		
	及び豊町		
八幡西区	相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、	月曜日及び木	火曜日
	 穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字一瀬、市瀬一丁目、	曜日	
	 市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開		
	 二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、		
	 上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役		
	 四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸		
	 の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇		
	 后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小		
	 嶺、小嶺二丁目(一部)、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁		
	 目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ケ丘町、陣原一丁目、陣原二		
	 丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目(一		
	 部)、陣山二丁目(一部)、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二		
	 丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の		
	 巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、		
	 千代ケ崎一丁目、千代ケ崎二丁目、千代ケ崎三丁目、筒井町、		
	 鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、		
	 中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水		
	一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、		
	萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、		
	東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、		
	東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平		
	尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、		
	本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本		

城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、 元城町、山寺町、夕原町、力丸町(一部)、割子川一丁目及び 割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川 学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台 一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅 川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川 町、大字穴生、泉ケ浦一丁目、泉ケ浦二丁目、泉ケ浦三丁目、 医生ケ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の 原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸 三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永 犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬 丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸 南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南 町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦 三丁目、大平一丁目、大平二丁目(一部)、大平台、沖田一丁 目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾 一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、 春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、 春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二 丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二 丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ケ森一丁目、 三ケ森二丁目、三ケ森三丁目、三ケ森四丁目、下上津役一丁目、 下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役 元町、自由ケ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、 大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見 台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁 目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田 三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、 中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、 則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁 目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、 日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原 三丁目、藤原四丁目、船越一丁目(一部)、北筑一丁目、北筑 二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城(一部)、本城二丁目、 町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目(一 部)、町上津役西四丁目(一部)、的場町、丸尾町、三ツ頭一 丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三 丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八 枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、

金曜日

力丸町(一部)、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目

池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁 火曜日及び金 月曜日 目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎三丁目、岩崎三丁目、大平二丁目(一部)、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
四丁目、大平二丁目(一部)、大平三丁目、香月中央一丁目、 香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央 五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月	
四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大	
字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、	
楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁	
目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁	- 1
目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒	
崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、	
黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目	
(一部)、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺	
台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬	
三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町(一部)、白岩	
町、陣山一丁目(一部)、陣山二丁目(一部)、菅原町、高江	
一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、	
田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、	
茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、	
千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場	
山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、	
藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目(一部)、	
船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城(一部)、本城学研	
台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西	
三丁目(一部)、町上津役西四丁目(一部)、真名子一丁目、	
真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二	
丁目及び八千代町	
楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁 木曜日	
目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町(一部)、大字野面、野面	
一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁	
目、馬場山東三丁目、星ケ丘一丁目、星ケ丘二丁目、星ケ丘三	
丁目、星ケ丘四丁目、星ケ丘五丁目、星ケ丘六丁目及び星ケ丘	
七丁目	
牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、 月曜日及び木 火曜日	
牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目曜日	
浅生一丁目、浅生二丁目(一番)、浅生三丁目、沖台一丁目、 金曜日	
沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁	
目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰	
二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ケ谷	

戸畑区

町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目(一部)、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三	火曜日及び金	木曜日
丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座	曜日	
一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、		
金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見		
二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁		
目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、		
天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字		
中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一		
丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、		
東鞘ケ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、		
元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目		

[※]かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第133号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受	委 託 期 間	
名称	住所	安 武 朔 间
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大	平成31年4月1日か
	積400番地	ら平成32年3月31
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田	日まで
	二丁目12番13号	
北九州グリーン清掃株	北九州市若松区響町一	
式会社	丁目50番地	
九州清掃事業センター	北九州市小倉北区親和	
株式会社	町6番30号	

北九州市告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療 機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとお り告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機 関の名称	指	定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
AIメディカル訪問	旧	北九州市小倉北区馬借一丁目	平成31年2
看護ステーション	1	3番20号3階	月1日
	新	北九州市八幡東区春の町二丁	
	체	目10番14号	

北九州市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第65条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療 機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次 のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局 (精神通院医療)

指定自立支援医療	指定自立支援医療機関	~h)	St.)		
機関の名称	の所在地	辞退理由 	辞退年月日		
高見調剤薬局	北九州市八幡東区荒生	該当者がいな	平成31年		
	田一丁目6番2号	いため	2月10日		

北九州市告示第136号

北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)第14条第1項第2号及び第3号、第14条の10第1項第2号及び第3号並びに第14条の15第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険料の平成31年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 被保険者均等割

20,270円

(2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割

23,790円

(3) 特定世帯の世帯別平等割

11,890円

(4) 特定継続世帯の世帯別平等割

17,840円

- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 被保険者均等割

7,180円

(2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割

8,550円

(3) 特定世帯の世帯別平等割

4,270円

(4) 特定継続世帯の世帯別平等割

6,410円

- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 被保険者均等割

7,730円

(2) 世帯別平等割

6,930円

北九州市告示第137号

北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)第20条及び北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号。以下「規則」という。)第8条に規定する国民健康保険料の平成31年度における減額する額は、次のとおりである。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に1 0分の7を乗じて得た額

(1) 基礎賦課額分

14,190円

(2) 後期高齢者支援金等賦課分

5,030円

(3) 介護納付金賦課額分

5,420円

- 2 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10 分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,660円

イ 特定世帯

8,330円

ウ特定継続世帯

12,490円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額分

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

5,990円

イ 特定世帯

2,990円

ウ 特定継続世帯

4,490円

(3) 介護納付金賦課額分

4.860円

3 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に1 0分の5を乗じて得た額

(1) 基礎賦課額分

10,140円

(2) 後期高齢者支援金等賦課分

3,590円

(3) 介護納付金賦課額分

3,870円

- 4 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10 分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

イ 特定世帯

5,950円

ウ特定継続世帯

8,920円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額分

ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,	2	8	0 円
1	特定世帯	2,	1	4	0 円
ウ	特定継続世帯	3,	2	1	0 円
(3)	介護納付金賦課額分	3,	4	7	0 円
5 規則]第8条第2項第1号の当該年度分の被保険	者均	等	割	の保険料率に10
分の 2	とを乗じて得た額				
(1)	基礎賦課額分	4,	О	6	0 円
(2)	後期高齢者支援金等賦課分	1,	4	4	0 円
(3)	介護納付金賦課額分	1,	5	5	0 円
6 規則]第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別	平等	割	0)	保険料率に10分
の2を	乗じて得た額				
(1)	基礎賦課額分				
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,	7	6	0 円
イ	特定世帯	2,	3	8	0 円
ウ	特定継続世帯	3,	5	7	0 円
(2)	後期高齢者支援金等賦課額分				
ア	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,	7	1	0 円
イ	特定世帯		8	6	0 円
ウ	特定継続世帯	1,	2	9	0 円
(3)	介護納付金賦課額分	1,	3	9	0 円

北九州市告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支 援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告 示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
めぐみ薬局	北九州市八幡西区香月中央三丁目 2番16号	平成30年1月1日
オレンジ薬局	北九州市門司区葛葉二丁目3番8号	平成31年4月1日
こくら調剤薬局富野店	北九州市小倉北区下富野三丁目1 0番6号	平成31年 4月1日
新生堂薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4番3号	平成31年 4月1日

北九州市告示第139号

北九州市都市景観条例(平成20年北九州市条例第52号)第3条第1項に 規定する都市景観の形成の基本となる指針を変更したので、同条第4項におい て準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の都市景観の形成の基本となる指針

北九州市景観づくりマスタープラン 別添のとおり (掲示により別添省略)

北九州市公告第179号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年 北九州市規則第59号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に 行う受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条 において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市が発注する建設工事 の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に 参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参 加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 建設工事の種類
 - (1) 土木工事
 - (2) 港湾工事
 - (3) 建築工事
 - (4) 大工工事
 - (5) 左官工事
 - (6) とび・十工・コンクリート工事
 - (7) 石工事
 - (8) 屋根工事
 - (9) 電気工事
 - (10) 管工事
 - (11) タイル・れんが・ブロック工事
 - (12) 鋼構造物工事
 - (13) 鉄筋工事
 - (14) 舗装工事
 - (15) しゅんせつ工事
 - (16) 板金工事
 - (17) ガラス工事
 - (18) 塗装工事
 - (19) 防水工事
 - (20) 内装仕上工事
 - (21) 機械器具設置工事
 - (22) 熱絶縁工事
 - (23) 電気通信工事
 - (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けていない者
 - (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の 審査を受けていない者

- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの
- 3 申請の受付期間

平成31年5月7日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、 北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- 才 使用印鑑届
- 力 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書(総括表)の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書

- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- 卜 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成31年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知 資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成33年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年12月に 平成33年度及び平成34年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であ るので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法 北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供す るとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所15階)

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第180号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者

- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、 キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)

- オ 申請業務に関する調書(その3)
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所15階)

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第181号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項に定め る随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第3条第3項(規則 第9条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市が発注する物 品の売買、製造の請負その他の契約(工事請負契約及び工事に付帯するその他 の契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という 。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争 入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及び サは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市

入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項(規則第9条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第182号

北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)第13条第1項の規定により環境影響評価準備書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該準備書等を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成31月年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 事業者の氏名及び住所 新門司バイオマス発電所1合同会社 代表社員 榊原康寛 東京都港区新橋四丁目24番3号
- 2 対象事業の名称 (仮称) 新門司バイオマス発電所建設事業
- 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市環境局環境監視部環境監視課 北九州市門司区清滝一丁目1番1号 北九州市門司区役所総務企画課 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号 北九州市門司区役所松ケ江出張所 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成31年4月1日から同年5月7日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに同月1日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで(松ケ江出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで)

5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域 北九州市門司区 北九州市上下水道局告示第10号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

平成31年4月1日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

出納取扱	取扱店舗	所在地	指定期間	
金融機関				
株式会社	北九州支店	北九州市小倉北区魚町	平成31年4月1日	
三井住友		一丁目5番16号	から平成32年3月	
銀行			31日まで	

北九州市上下水道局告示第11号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水 装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次 のとおり告示する。

平成31年4月1日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K - 1 0 6	株式会社フクテック	福本弘孝	北九州市小倉北区 熊本三丁目2番1 4号	平成31年4月1日
K - 1 0 7	株式会社児 玉設備	児玉一矢	北九州市小倉北区 霧ケ丘二丁目17 番37号	平成31年 4月1日
M – 1 6 6	株式会社エ ス・クオリ ティ	清水洋介	北九州市小倉南区安部山2番1号	平成31年 4月1日
M – 1 6 7	田中設備工業	田中義幸	北九州市小倉南区 企救丘三丁目3番 7号	平成31年 4月1日
M – 1 6 8	有限会社井 手尾重機	井手尾信一	北九州市小倉南区 横代南町五丁目 9 番 5 号	平成31年 4月1日
H - 0 4 6	株式会社台 良工務店	星本 剛	北九州市八幡東区 東台良町15番9 号	平成31年 4月1日

北九州市上下水道局公告第29号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程 (平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市 建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規 則第59号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を 平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準 用する場合を含む。)の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事 の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に 参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参 加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

- 1 建設工事の種類
 - (1) 土木工事
 - (2) 港湾工事
 - (3) 建築工事
 - (4) 大工工事
 - (5) 左官工事
 - (6) とび・土工・コンクリート工事
 - (7) 石工事
 - (8) 屋根工事
 - (9) 電気工事
 - (10) 管工事
 - (11) タイル・れんが・ブロック工事
 - (12) 鋼構造物工事
 - (13) 鉄筋工事
 - (14) 舗装工事
 - (15) しゅんせつ工事
 - (16) 板金工事
 - (17) ガラス工事
 - (18) 塗装工事
 - (19) 防水工事
 - (20) 内装仕上工事
 - (21) 機械器具設置工事
 - (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定する許可を受けていない者

- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の 審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの
- 3 申請の受付期間

平成31年5月7日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、 北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- 才 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書(総括表)の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- 卜 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

平成31年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成33年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年12月に 平成33年度及び平成34年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であ るので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所西棟4階)

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第30号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第9号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、 キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所西棟4階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7 FAX 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0 北九州市上下水道局公告第31号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第3条第3項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。

)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及び

サは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項(規則第9条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所西棟4階) 電話 093-582-3137 FAX 093-582-3100 北九州市交通局公告第7号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度おいて行うため、規則第3条第3項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市交通局長 池 上 修

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及び

サは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項(規則第9条において準用する場合を含む。)の有資格 業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

 北九州市若松区東小石町3番1号

 電話 0933-771-840

 FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第8号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市交通局管理規程第4号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する

平成31年4月1日

北九州市交通局長 池 上 修

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、 キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書
- (3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1 FAX 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2 北九州市交通局公告第9号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市交通局管理規程第3号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市交通局長 池 上 修

- 1 建設工事の種類
 - (1) 土木工事
 - (2) 港湾工事
 - (3) 建築工事
 - (4) 大工工事
 - (5) 左官工事
 - (6) とび・土工・コンクリート工事
 - (7) 石工事
 - (8) 屋根工事
 - (9) 電気工事
 - (10) 管工事
 - (11) タイル・れんが・ブロック工事
 - (12) 鋼構造物工事
 - (13) 鉄筋工事
 - (14) 舗装工事
 - (15) しゅんせつ工事
 - (16) 板金工事
 - (17) ガラス工事
 - (18) 塗装工事
 - (19) 防水工事
 - (20) 内装仕上工事
 - (21) 機械器具設置工事
 - (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定する許可を受けていない者

- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の 審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの
- 3 申請の受付期間

平成31年5月7日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、 北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- 才 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書(総括表)の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- 卜 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 規則第12条第2項第2号の審査基準日
 - 平成31年1月1日
- 6 競争入札参加資格の審査結果の通知 資格審査結果通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成33年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年12月に 平成33年度及び平成34年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であ るので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局公告第4号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程 (平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号)第2条において準用する北 九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九 州市規則第59号。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う 受付を平成31年度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条にお いて準用する場合を含む。)の規定により、北九州市公営競技局が発注する建 設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という 。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争 入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 建設工事の種類
 - (1) 土木工事
 - (2) 港湾工事
 - (3) 建築工事
 - (4) 大工工事
 - (5) 左官工事
 - (6) とび・土工・コンクリート工事
 - (7) 石工事
 - (8) 屋根工事
 - (9) 電気工事
 - (10) 管工事
 - (11) タイル・れんが・ブロック工事
 - (12) 鋼構造物工事
 - (13) 鉄筋工事
 - (14) 舗装工事
 - (15) しゅんせつ工事
 - (16) 板金工事
 - (17) ガラス工事
 - (18) 塗装工事
 - (19) 防水工事
 - (20) 内装仕上工事
 - (21) 機械器具設置工事
 - (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (6) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定する許可を受けていない者

- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の 審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの
- 3 申請の受付期間

平成31年5月7日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、 北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- 才 使用印鑑届
- 力 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書(総括表)の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- 卜 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書
- (3) 提出先

7 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 規則第12条第2項第2号の審査基準日
 - 平成31年1月1日
- 6 競争入札参加資格の審査結果の通知 資格審査結果通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成33年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年12月に 平成33年度及び平成34年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であ るので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第5号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の 資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第10 号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競 争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号 。以下「規則」という。)第4条第2項に定める随時に行う受付を平成31年 度において行うため、規則第4条第3項(規則第11条において準用する場合 を含む。)の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コン サルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び 指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下 「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次 のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 業務の種類
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係コンサルタント業務
 - (3) 設備設計業務
 - (4) 土木関係コンサルタント業務
 - (5) 地質調査業務
 - (6) 補償関係コンサルタント業務
 - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、 キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- オ 申請業務に関する調書(その3)
- 力 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

6

(3) 提出先

 \mp 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知 資格審査結果通知書により通知する。
 - 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項(規則第11条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
 - 北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに 北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0 FAX 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6 北九州市公営競技局公告第6号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項に定める随時に行う受付を平成31年度において行うため、規則第3条第3項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
 - (1) 印刷·写真
 - (2) 事務用品
 - (3) 機械器具
 - (4) 自動車·船舶
 - (5) 家具·装飾
 - (6) 縫製·繊維製品
 - (7) 薬品
 - (8) 燃料
 - (9) 教材・書籍・美術品
 - (10) 建設資材
 - (11) 農林・園芸
 - (12) 日用品・雑貨・百貨
 - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (特別の理由がある場合を除く。)
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に

定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに同年12月30日から平成32年1月3日までの日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- 4 申請書の受付方法
 - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及び

サは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項(規則第9条において準用する場合を含む。)の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から平成32年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年6月に平成32年度及び平成33年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに 北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

 北九州市若松区赤岩町 1 3番 1号

 電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

 FAX 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6